

「建交労とうきょう」はいつでもみなさまからの記事や写真を待っています。

(メール tohonbukenkouro@smile.odn.ne.jp
ホームページ
http://www.kenkouro.com/)

建交労 の とうきょう

建交労東京都本部機関紙

発行所
全日本建設交通一般労働組合東京都本部
〒135-0048
江東区門前仲町1-20-3
東京建設自労会館7階
電話 03(3820)8644(代)
fax 03(3820)8646
編集発行人 松田 隆浩
1部15円(〒60円)

3・12全国統一行動 京王新労が始発 からストライキ



メッセージ

ストライキ決行、誠におめでとうございます。【安全輸送無視経営】に断固としてメスを入れ、体を張って闘っている京王新労の皆さんの運動は、今後、無能な経営陣から会社を守り労働者を守る重要な流れに変わって行くものと思います。同業他社の労働者も注目している闘いです。大きな【うねり】を起こして会社という船の舵取りを安全な方へ修正してくれる事を祈念して応援の言葉とさせていただきます。西武バス労働組合新座支部労働者有志



左側が会社敷地 狭い歩道に並んでストライキ突入集会

写真 今年、鉄道東京地本から仲間が参加しエールを交換



大平委員長が挨拶

交通共闘代表で江文

京王新労組から田中



【鉄道東京地本斉藤通信員発】 たいま紹介いた上野分会・分会長の斉藤です。○九春闘・大幅賃上げ獲得、国民

労働者の雇用と生活を守り、格差と貧困をなくす。二、建交労鉄道上野分会ストライキ突入集会にご参加いただいた方

働組合・民主団体・地域の皆さんありがとうございます。さらに支援にかけつけてくれた皆様のあついでのご挨拶ありがとうございます。○九春闘勝利へとも闘いましょう。建交労鉄道のこの間の闘いを述べて上野分会を代表して決意表明とさせていただきます。

中略 私たち建交労は業務量にみあった人員の確保、正社員での補充、労働条件の緩和こそ利用

がとさせていただきます。○九春闘勝利へとも闘いましょう。建交労鉄道のこの間の闘いを述べて上野分会を代表して決意表明と致します。上野分会共に闘いましょう。

私たち建交労は派遣や契約社員を正社員化すること、生活できる賃金・労働条件を求め、また安全・安定輸送確保、公共交通機関としての使命を果す為、これからも断固たたかいます。上野分会の決意表明と致します。共に闘いましょう。

者国民の命と財産を守り安全・安定輸送ができる道だと思っています。JRの信濃川発電所不正取水など不正行為は許されるものではありません。企業の社会的責任が求められています。利益最優先の経営姿勢から鉄道会社の本来事業に、適正な投資をし、駅中ビジネスの拡大ではなく地域と共存・共栄していく路線に転換するべきです。

3・12 ○九春闘ストライキを決行 鉄道東京地本上野分会が

大幅賃上げ・安全・安定輸送の実現

【事務局長上村誠通信員発】 東部地区協議会では、三月二日(木)春闘統一行動として、職場激励行動を初参加四名を含め一三名で参加し6社を訪問しました。朝9時半に集合し出かけました。今年、毎年回っている所をメ

東部地区協議会が 春闘職場激励行動

ことを前提に、お昼には到着する予定でしたが、ぎりぎり到着することになり、大変鉄道には申し訳ないことをしてしまつたことが反省点です。全日程を終了し、総括の中ではスケジュールの見直しと、訪問労組の拡大を組合員からの意見で多くあげられました。最後にこの行動は、建交労が出来る前から行動している伝統ある東部春闘行動です。昔は夜八時頃までやっていた



組合員からの意見で多くあげられました。最後にこの行動は、建交労が出来る前から行動している伝統ある東部春闘行動です。昔は夜八時頃までやっていた

の回答で、6社中5社は厳しい中頑張っているの逆、逆に組合には協力してほしいと話す経営の方もいてびっくりです。激励行動途中、上野駅で頑張っている鉄道東京のストライキに参加する

時期に比べ、現在では一六時には終わり懇親会が始まります。今後は意見があつた労組訪問を増やし、そして、なによりこの行動が今後も続けられるようにしていきたいと思ひます。

建設産業の資本家が建物を造るのは自分たちが住むためではありません。大きなお金をつき込むのは道楽などではなくより大きな利潤を求めるからです。お金の流れがおかしくなつて裏金となつたりしてリターンが少なくなつて、いわゆる不況です。大もとの原因は「儲けすぎ」と「造りすぎ」資本家は市場での自由競争の結果、神の「見えざる手」によつて淘汰しあつて経済が発展するといつてきました。一橋大学の学長だつた都留重人さんは「市場には心が無い」との言葉を遺しました。まさにカジノ資本主義といわれる金融資本の横暴によつて「心なき市場」は「賭場」と化し金融危機が経済を悪化させました。構造改革は血も涙も無く社会福祉を削る一方、車の走らない道路、がらがらのビル、防衛費や思いやり予算などで財政赤字を大きくしました。利潤を更に上げるために人件費を減らし(首切り)、賃金カット、作業衣をはがし、宿舍を奪い、新卒の内定を取り消し、父親の失職で十五の春を悲しませる。こんな資本主義には未来はありません。「もう一つの日本は可能だ」新しい社会が待ち望まれます。

ひととき

組合掲示板

- 4月25日 女性部委員会、早稲田WAM見学会
集団交渉幹部養成学習会
- 5月1日 第80回メーデー
- 5月3日 憲法集会
- 5月6日 平和行進
- 5月7日 平和行進
- 5月8日 東京高齢期共同行動事務局会議
- 5月15日 東京事業団協議会幹事会
- 5月16日 第5回都本部執行委員会
- 5月28日 5・28全労連東京地評議支援総行動
- 5月29日 拡大中央執行委員会
- 5月30日 拡大中央執行委員会
全国事業団高齢者部会幹事会
- 5月31日 全国事業団高齢者部会幹事会



国鉄分割民営化から22年

政府・鉄道運輸機構は今こそ解決責任を果たせ!

国鉄分割民営化から二二年になります。政府は、民営化路線で最も成功した例として、国鉄分割民営化を高く評価しています。しかし、この国鉄分割の理由とされた「国鉄の債務の解消」「安全が守れる」「各社とも経営は万全」「組合差別はしない」と約束しました。守られたでしょうか。

「安全が守れる」「各社とも経営は万全」「組合差別はしない」と約束しました。守られたでしょうか。

「安全が守れる」「各社とも経営は万全」「組合差別はしない」と約束しました。守られたでしょうか。



解決をめざす決意に満ちた国労の仲間の訴え。写真右端2番目は建交労佐藤委員長。



全動労争議 団の梅木則秋団長代行

「大森分会三枝睦子通信員発」今の政府は、国民が一番大切にしたい、守って欲しい憲法を踏みしめて壊しているのだと実感した。

年越し派遣村は、壊れた憲法二五条、二七条が恐ろしい姿を現したのだと思う。考えてみれば、若者達の大量の失業、反失業率は、憲法九条を改悪したら即軍隊へとまた社会保障制度の後退につぐ後退は、膨大な軍事費のためにこの術策か。憲法九条を変えた瞬間に戦争ができる国になっ

3・8国際女性デーに参加して

「大森分会三枝睦子通信員発」今の政府は、国民が一番大切にしたい、守って欲しい憲法を踏みしめて壊しているのだと実感した。

年越し派遣村は、壊れた憲法二五条、二七条が恐ろしい姿を現したのだと思う。考えてみれば、若者達の大量の失業、反失業率は、憲法九条を改悪したら即軍隊へとまた社会保障制度の後退につぐ後退は、膨大な軍事費のためにこの術策か。憲法九条を変えた瞬間に戦争ができる国になっ

関東支部20番目の分会誕生

日野衛生公社分会

関東支部は二月に続き新組織結成を実現しました。

「建交労・関東支部機関紙 一六九号より」三月七日(土)武蔵野市三鷹地区労会館二階会議室において、日野衛生公社分会結成大会を開催し建交労の一員となり、支部全体の祝福を受けました。日野衛生公社分会の仲間には、もともと歴史のある労働組合員です。当初、自治労に加入していましたが前分会長が退職してから会社との交渉がどうしてもうまくいかず、自治労へ回交の参加、オルグ活動を再開し、ついに自治労脱退から関東支部の仲間になり要求実現への思いは我々といいたしましても非常に重いと感じ

支部が有るとの話を聞き、オルグ相談をしたのがきっかけとなりました。日野衛生公社分会の仲間は、建交労加盟、移行するにあたって学習会を幾度となく行いながら分会組合員に説明、「今現在、会社との状況を打開するには我々の話を聞いてくれる共に関わってくれる組合が必要」と全体の集会上において自治労を脱退することを確認、脱退届けを提出し、建交労関東支部加盟を決めました。

結成大会では、支部小林委員長が「日野衛生公社分会が建交労の一員になった事へのお礼」を述べ、「皆さんが今の状況を变えたいという思い、自治労脱退から関東支部の仲間になり要求実現への思いは我々といいたしましても非常に重いと感じ

当日は、支部全分会(遠くは大阪より中央統合分会の松岡分会長)が駆けつけ、これには日野衛生公社分会の仲間もビックリ！そして、各分会から激励の言葉の後、分会旗、分会印、各分会からお祝いを日野衛生公社分会へ贈呈。

分会長 荷山 正彦
副分会長 浅野 涉
書記長 阿川 守

やまて争議 井川懲戒解雇事件に

東京地裁が完全勝利決定

昨年七月二四日、鈴木通儀理事長(現やまて企業組合理事長)の横領問題を内部告発したことを理由に懲戒解雇された井川仁生(いがわきみお)さんの解雇事件は三月三十一日東京地裁で完全勝利の決定を勝ち取りました。

地位保全等仮処分を昨年一月一四日申し立ててから決定まで四ヶ月半もの時間がかかりましたが、この原因はすべて会社側の膨大な証拠提出による意図的な引き伸ばし、いやがらせ、審理妨害によるものです。

裁判の決定は会社に解雇の理由がなかったこと、解雇権の濫用を断じました。

主文 1 債務者は、債権者に対し、40万円及び平成21年4月から平成22年2月まで(本案の第1審判決が同月15日より前に言い渡されたときは、その言渡しの日まで)毎月15日限り40万円を仮に支払え。

2 債権者のその余の申し立てを却下する。

3 申立費用は債務者の負担とする。

(ねつ造・でっち上げされ

以上の検討のとおり、債務者が主張する懲戒事由からまでは、懲戒事由(少なくとも懲戒解雇に相当するようないは該当するかどうか疑問のものばかりであり、全体としてみても、懲戒事由が認められるかどうか疑問であり、懲戒事由に該当するとしても懲戒解雇とするとは解雇権、懲戒権の濫用というべきである。そうすると、本件解雇は無効であること一応認められるところ、上記のとおり、債権者には懲戒解雇となるような事由は認められず、他に債権者の能力や実績が劣っていたと認めるに足りる疎明もないので、債権者の業務成績、業務効果は水準以上であると推認され、債権者は定年に達した平成二十年一月三十日以降も雇用が継続され、雇用契約上の地位は継続していると認められる。

以上が決定の核心部分になります。鈴木通儀理事長は決定後も決定に従わず、賃金の支払いを拒否しています。組合は裁判の決定を守るように警告を発し、それでも決定を守らない場合は、やまて企業組合の預金を差し押さえる考えです。引き続き解雇問題は本裁判で争われますが懲戒解雇問題の不当性は明白で勝利は一〇〇%間違い有りませぬ。